

大阪市告示第1119号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次のように市道の路線を廃止する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年8月6日

大阪市長 横山英幸

路 線 名	起 点 終 点	廃止の期日
本庄天満方面 南北11号線	北区錦町62番の3地先 同区池田町1番の20地先 (別紙参考図1参照)	告 示 の 日
矢田枯木第15号線	東住吉区矢田5丁目1023番地 同 区同 153番の6地 (別紙参考図2参照)	告 示 の 日
矢田西第14-1号線	東住吉区矢田5丁目1005番地 同 区同 1024番地先 (別紙参考図2参照)	告 示 の 日

矢田西第19-3号線	東住吉区矢田5丁目1020番地 同 区同 1021番地 (別紙参考図2参照)	告 示 の 日
矢田西第25号線	東住吉区矢田5丁目5番の21地先 同 区同 1005番地 (別紙参考図2参照)	告 示 の 日

(建設局総務部管財課)